

役職員等の利益相反等防止のための自己申告等規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人松山さかのうえ日本語学校（以下「当法人」という。）における、利益相反並びに特別な利益供与の禁止及び防止のため、役員等の自己申告に関して必要な事項を定めることにより、当法人の公正且つ適正な事業活動の確保を目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事する（以下「兼職等」という。）場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。

4 代表理事が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを他の理事に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年、兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について代表理事に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた代表理事は、申告内容を確認した上で、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた理事は、申告内容を確認した上で、必要に応じ、速やかに代表理事に対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条に基づいて申告された内容及び提出された書面は、代表理事の責任において適切に管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。(令和7年1月28日理事会決議)

<別紙>

1 利益相反等の起因となる可能性のある状態等

- (1)当法人以外の団体（法人格を問わず）の役員、評議員等、名目又は形態を問わず、その組織若しくは事業に関する意思決定に何らかの関与を行う役職に就くこと
- (2)当法人と取引関係のある団体（以下「取引団体等」という。）又はその役職員（以下「取引団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること
- (3)取引団体等又は取引団体等役職員から金銭の貸付けを受けること
- (4)取引団体等又は取引団体等役職員から供応接待を受けること

2 利益相反となる取引

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類（競業）に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3)当法人が役職員等の債務を保証すること及び当該役職員等以外の者との間において当法人と当該役職員等との利益が相反する取引